

令和4年度 横手市社会福祉協議会事業計画

はじめに

現在でも新型コロナウイルス感染症への感染対策が続いています。この地域において生活支援や介護といった福祉の仕事に従事するわたしたちは、感染予防対策をしっかり行うことはもちろんのこと、経済活動で人流がある中、工夫をしながら事業を進めていくことが求められています。

また、当地では令和2年度に続き豪雪に見舞われており、連日除雪作業に追われ、感染症対策も相まって住民は心身ともに疲弊したことと思われます。

このような状況下、地域社会に必要不可欠な福祉サービスを提供し続けること自体が、法人の目標である「誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり」という基本理念に沿った活動だと思っております。

地域福祉部門では、昨年度に引き続きコロナが起因で客足が遠のいたり、営業不振のため経済的困窮に陥った方々に対する生活福祉資金特例貸付や自立相談支援機関窓口による相談支援を行ってまいりました。

介護保険部門では感染症対策の徹底を図りつつ、ご利用者やご家族の罹患に対する不安に耳を傾けつつ、利用者の生活の質を考慮しながら介護サービスを行ってまいりました。

生活を支えることが役どころの福祉分野においては、人と人との接触を完全になくすことはできません。今後もコロナ禍において、周辺の流行状況を注視して常に工夫をしながら柔軟に対応していかねばならないと思います。

これからも横手市と一体となって策定いたしました「第3次横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画」を推進していくため、市民や地域、各関係機関と連携を深めながら事業を展開してまいります。そのためにも、その実現に向けた具体的な取り組みを示すため「社協発展・強化計画」を策定しました。この計画を職員にも浸透させ、社協の「見える化」「見せる化」を図り、利用者には選ばれる事業所・施設をめざし、安定した経営につながるよう努めてまいります。

I 基本理念

本会は、住民の参加と公私協働による「誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり」を目標として活動に取り組みます。

II 基本方針

1. 私たちは、住民と共に、地域における福祉課題の把握と解決に努めます。
1. 私たちは、サービス利用者の人権を尊重し、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
1. 私たちは、地域におけるあらゆる団体・組織との連携を図り、総合的な支援体制づくりに努めます。
1. 私たちは、地域福祉を推進する民間団体として、自らの専門的役割と責務を自覚し、自己研鑽に努めます。

【法人総務部門】

令和3年度に策定された「社協発展・強化計画」は、令和4年度から6年度まで法人全体で推進していくこととなりますが、法人総務部門では令和4年度当初から発展・強化計画の重点施策を意識したうえで担当業務に取り組んでまいります。

人事・労務関係では、各種関係法令改正に対応しながら、計画的な介護人材の確保や研修等含めた資質の向上、労働環境や処遇の改善に取り組み、働きやすく、やりがいの感じられる職場環境を整備してまいります。

経理関係では、昨年度法人顧問税理士からいただいた経営分析を基として、更なる分析を進めながら経営基盤の強化、財務規律の強化に努めます。

介護保険事業関係では、地域福祉事業との連携を更に強化し、地域とのつながりを生かして高齢者、障がい者等が安心して暮らせる、質の高いサービスを提供してまいります。

1. 総務、事業関係

(1) 役員会、委員会等

正副会長会、理事会、監事会、評議員会を定期的を開催し、経営組織のガバナンス強化、牽制機能の発揮、財務会計に係るチェック体制整備など、法人の経営に関する方針を明確にすると共に、経営・運営上必要な事項を定め、健全な法人運営に努めます。

①正副会長会	年3回
②理事会	年3回
③監事会	年2回
④評議員会	年2回
⑤総合企画部会	年3回
⑥地域福祉部会	年3回
⑦事業経営部会	年3回
⑧苦情解決第三者委員会	年1回
⑨資金貸付事業運営委員会	年2回
⑩広報委員会	年2回

(2) 組織と職員体制

良質なサービスを効率的、効果的に提供していくために、法人内の他部署との連携、協働により、付加価値を生み出せる体制整備の実現と、職員一人ひとりの意識の向上・構築を図ります。

(3) 役職員研修

法人運営に関する諸課題、地域福祉や介護保険事業の向上等を目的に役職員研修を開催するとともに、職員研修の充実による人材育成に取り組むなど、社協役員としての自覚と意識の向上に努めます。

- ①役員研修 理事、監事、評議員研修開催
- ②職員研修 全体研修、事業所別研修、専門分野別研修、階層別研修等

(4) 健全経営に向けた取り組みについて

経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化など、社会福祉協議会として今後も地域の皆様に信頼され、より安定した法人運営ができるよう、組織運営体制を整備してまいります。

(5) 規程関係の見直しについて

各種規程については、現状に即した見直しを図るとともに、制度改正に沿った変更を適宜適切に行います。

(6) 職場の安全衛生について

衛生委員会の開催やストレスチェック制度の活用により、職員個々のストレス軽減や職場環境の改善に努めてまいります。

(7) ホームページの運用について

事業計画や事業報告、法人の理念や事業活動、提供するサービス内容、求人募集、社協だより等のより多くの情報をホームページから発信すること、また新たなホームページの活用方法の検討を行いながら法人の広報機能を強化すべく運用してまいります。

2. 指定管理事業関係

基本協定に基づき、適正かつ健全な運営管理に努めます。

(1) 指定管理施設

- ①十文字町健康福祉センター (平成31年4月1日～令和6年3月31日)
- ②山内ほっとパレスゆうらく館 (平成31年4月1日～令和6年3月31日)
- ③大雄地域福祉センター (平成31年4月1日～令和6年3月31日)

3. 介護保険事業関係

<在宅部門>

(1) 居宅介護支援事業所

(事業所目標)

ご利用者が住み慣れた地域でその方らしい暮らしを継続できるよう支援するとともに、個々のコミュニケーション力を高め気軽に相談できる事業所を目指します。

また、住みやすい地域づくりの一助となるよう、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を講じながら、介護保険事業所や地域福祉等関係機関との更なる連携の強化に努めます。

実施事業：介護保険、介護予防支援計画、介護予防ケアマネジメント、介護保険認定調査

事業所：横手福祉センター指定居宅介護支援事業所

営業日：月～金（祝日、12/29～1/3 除く） 営業時間：8：30～17：30

平寿苑指定居宅介護支援事業所

営業日：月～土（12/29～1/3 除く） 営業時間：8：30～17：30

雄物川福祉センター指定居宅介護支援事業所

営業日：月～金（祝日、12/29～1/3 除く） 営業時間：8：30～17：30

西部指定居宅介護支援事業所

営業日：月～金（祝日、12/29～1/3 除く） 営業時間：8：30～17：30

山内福祉センター指定居宅介護支援事業所

営業日：月～金（祝日、12/29～1/3 除く） 営業時間：8：30～17：30

十文字福祉センター指定居宅介護支援事業所

営業日：月～土（12/29～1/3 除く） 営業時間：8：30～17：30

	横手		平寿苑		雄物川		西部	
	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数
R4	3名	28.2件	5名	33.3件	7名	32.4件	6名	31.9件
R3	6名	31.5件	5名	33.1件	7名	32.0件	6名	32.0件
	山内		十文字		計			
	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数		
R4	6名	29.3件	6名	30.7件	33名	31.0件		
R3	2名	32.0件	6名	31.5件	32名	32.0件		

(2) 訪問介護事業所

(事業所目標)

訪問介護サービスを必要とする方に対し、その人らしく安全に安心して自立した日常生活を営む事ができるよう、他事業所と連携を図り、地域に根差した事業所として適切な援助をします。

職員自身の健康管理にも留意し、研修会への参加等、職員の育成に努め、より質の高いサービス提供を目指します。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症の予防策を講じ、状況に合わせた対応ができるよう十分に配慮します。

実施事業：介護保険事業、居宅介護事業（障害者総合支援法）、移動支援事業（市受託事業（障がい））

事業所：指定訪問介護事業所（指定居宅介護事業所）

営業日：毎日 営業時間：6：00～22：00

	月平均訪問回数
R4	2,720回
R3	3,298回

(3) 訪問入浴介護事業所

(事業所目標)

ご利用者の身体状況に応じ、各関係機関との連携を図り安全、安心、快適な入浴サービスを提供します。

また、ご利用者、ご家族の意向を第一にして、サービスが提供できるように努めます。

新型コロナウイルス感染症等の感染症については、感染予防策を講じて状況に合わせた対応をします。

実施事業：介護保険事業、訪問入浴事業（市受託事業（障がい））

事業所：指定訪問入浴介護事業所

営業日：月～金（12/31～1/1 除く） 営業時間：8：30～17：30

	1日平均
R4	5.1件
R3	5.1件

(4) 通所介護事業所

(事業所目標)

ご利用者及びご家族のニーズを把握し課題の解決に努め、迅速かつ柔軟性のある受け入れで可能な限り要望に合わせ、各事業所の特性、能力を最大限に活かした介護サービスを提供していくことで利用満足度を高めると同時に、住み慣れた地域での在宅生活が継続できる事業を目指します。

コンプライアンス（法令遵守）に基づいた事業を展開し、誠実な事業所経営に努めます。

新型コロナウイルス感染症等、感染症への感染防止対策を講じることにより、安心・安全な介護サービスを継続的に提供できるように努めます。

実施事業：介護保険事業、基準該当生活介護事業（障害者総合支援法）

障がい児者デイサービス事業（市受託事業（障がい））

事業所：康寿館指定通所介護事業所（基準該当生活介護事業所） 定員 33 名

営業日：月～土（12/31～1/3 除く）サービス提供時間：9：30～16：45

平寿苑指定通所介護事業所 定員 28 名

営業日：毎日（12/31～1/3 除く） サービス提供時間：9：30～16：30

雄風荘指定通所介護事業所 定員 28 名

営業日：月～土（12/31～1/3 除く）サービス提供時間：9：45～15：45

大雄福祉センター指定通所介護事業所 定員 20 名

営業日：月～金（12/31～1/3 除く）サービス提供時間：9：30～15：30

十文字福祉センター指定通所介護事業所（基準該当生活介護事業所）定員 30 名

営業日：月～土（12/31～1/3 除く）サービス提供時間：10：00～16：00

	康寿館 (33名 7-8時間 月～土)		平寿苑 (28名 7-8時間 毎日)		雄風荘 (28名 6-7時間 月～土)		大雄 (20名 6-7時間 月～金)	
	稼働率	1日平均	稼働率	1日平均	稼働率	1日平均	稼働率	1日平均
R4	81.8%	27.0名	83.7%	23.4名	77.5%	21.7名	83.8%	16.8名
R3	84.7%	25.4名	85.5%	23.9名	80.2%	22.5名	80.1%	16.0名
	十文字 (30名 6-7時間 月～土)		計					
	稼働率	1日平均	稼働率	1日平均				
R4	80.6%	24.2名	81.4%	22.6名				
R3	86.2%	25.9名	83.3%	22.7名				

<介護老人福祉施設部門>

(施設理念)

「人間の尊厳を認め合い、愛情に満ちた笑顔あふれる人間関係を育む」

施設としての専門性、社会性、機能性等を有効に活用し、利用者様一人ひとりの人権・人格を尊重し、身体的、精神的健康の保持向上に努め、個性を重んじながら、施設生活全般において適切な援助及び介護を行い、生活の場としての快適な環境づくりとともに地域への開放と在宅福祉の充実に努め、地域福祉の充実に貢献します。

(1) 特別養護老人ホーム平寿苑

(施設目標)

ご利用者の笑顔のある穏やかな暮らしを大切にし、ご家族との良好な関係のもとに状況に応じた適切な介護サービスが適時に提供できるよう個別ケアの推進に努めます。事業の推進にあたっては、施設内の各事業所の協働による複合施設としての利点を最大限に発揮できるよう、介護サービス等の向上と充実に図っていきます。また、関係機関や地域の社会資源及び住民の方々との連携・協働により、地域に根ざした開かれた施設づくりを目指します。

事業所：特別養護老人ホーム平寿苑

定員 50 名

平寿苑指定短期入所生活介護事業所

定員 10 名 (特養空床利用)

(2) 特別養護老人ホーム雄水苑

(施設目標)

ご利用者のこれまでの生活感を大切にし、安心して暮らせる笑顔に満ちた家庭的な環境に配慮し、「安全・安楽・安心」を基本とした心の通った柔軟な個別ケアの提供を目指します。また、日々自己研鑽に努めることができる職員育成に取り組み、地域に根付いた有用な社会資源・福祉の拠点となるべく、開かれた施設づくりを目指します。

事業所：特別養護老人ホーム雄水苑

定員 50 名

特別養護老人ホーム雄水苑ユニット

定員 30 名

雄水苑指定短期入所生活介護事業所

定員 8 名 (特養空床利用)

雄水苑ユニット指定短期入所生活介護事業所

定員 特養空床利用

(3) 特別養護老人ホーム憩寿園

(施設目標)

ご利用者ひとりひとりがその人らしく安心して暮らせるよう、傾聴と共感の姿勢で、心の通った柔軟な個別ケアの提供に努めます。常により良い介護のための「創意・研究・実践」を念頭に福祉のプロとしての自覚を持ち、ご本人・ご家族の思いを大切にできる職員の育成に取り組んでいきます。また、地域に根ざした活動や取

り組みで、有用な社会資源として地域に資することができる施設を目指します。

事業所：特別養護老人ホーム憩寿園 定員 58 名
憩寿園指定短期入所生活介護事業所 定員 10 名（特養空床利用）

稼働率	平寿苑		雄水苑				憩寿園	
	特養	短期	特養	ユニット	短期	ユニット短期	特養	短期
R4	96.0%	100.0%	96.0%	96.0%	100.0%	90 日稼働	97.0%	97.0%
R3	96.0%	100.0%	95.0%	95.0%	98.0%	90 日稼働	97.3%	96.0%

【その他】

4. 内部会議及び研修等

(1) 衛生委員会

職場における職員の安全と健康を確保するとともに、疲労とストレスを感じるこ
とが少ない職場環境を形成することを目的として、必要な事項の検討や対策への取
り組みを行います。

(2) 感染症対策委員会

感染症の発生の予防及び蔓延防止に関する対策を検討することにより、利用者及
び家族、また、職員等の健全な生活の営みに資することを目的に実施します。

(3) 事業担当者会議

役員会、委員会等での決定事項報告、総務、地域福祉、介護保険事業の各担当に
分かれそれぞれにおける課題の協議と、連携の強化を目的に実施します。

(4) 介護福祉士等各種現場実習受入・指導

介護実習等の指導機関として、福祉関係職への就労を目指し就学している学生や、
各機関で実施されている養成研修生の受け入れ及び指導にあたり、福祉の人材育成
に努めます。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策本部会議

新型コロナウイルス感染症について、総合的な対策を推進することを目的として、
法人や介護保険事業所の対応など感染状況に応じた協議を行います。

(6) 社協発展・強化計画の推進

発展強化計画推進プロジェクトチーム会議や重点施策検討専門会議、ワークショ
ップ会議を開催し、発展強化計画を推進していきます。

【地域福祉部門】

長期化するコロナ禍の収束は未だ見通せず、地域社会に甚大な影響を及ぼし続けており、身近な地域においても生活に困窮する世帯が増加しているほか、外出機会や交流機会の制限による住民同士のつながりの希薄化、支えあい・助けあい活動の弱体化が進んでいるように感じています。

このようなときこそ、人と人とのつながりや支えあい、助けあいの大切さを改めて認識し、開拓性や柔軟性、即応性などの社協の特性を活かして、より一層の創意工夫を凝らした地域福祉活動の推進に努めます。

また、第3次横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画と計画初年度となる本会の発展・強化計画を一体的に推進し、地域住民をはじめ地域のあらゆる社会資源との連携・協働により、地域共生社会の実現をめざします。

【地域福祉推進事業】

1. 地域福祉活動推進事業

1) 福祉ネットワーク活動推進事業

町内会等の小地域を単位とした住民の参加と協力による支えあい・助けあいの活動(小地域ネットワーク活動)を推進し、住民自身が地域の課題やニーズに気づき、必要な取り組みを考え実践できる住民主体の地域づくりに努めます。

また、円滑な地域づくりに向け、地域住民をはじめ関係機関・団体等の連携強化や福祉活動に関する情報発信、地域福祉担当職員の資質向上等を図ります。

事業内容など

①福祉ネットワーク活動推進事業

小ネットワーク会議の開催／生活課題や地域資源等の把握／地域の福祉活動への協力／福祉意識の向上に向けた啓発活動／日常的な見守り及び災害時の避難支援の推進／地域の関係者、機関・団体等の連携強化／地域交流や世代間交流の推進など

《各地域の主な取り組み》

- 横手…小ネットワーク会議の開催(6～2月:16カ所)
- 増田…小ネットワーク会議の開催(5～1月:25カ所)
- 平鹿…小ネットワーク会議の開催(11～3月:18カ所)
- 雄物川…小ネットワーク会議の開催(6～7月、11月、1～2月:5カ所)
- 大森…小地区ネットワーク会議の開催(11～3月:12カ所)
- 十文字…小ネットワーク会議の開催(4～3月:10カ所)、福祉マップ整備事業(4～3月)
- 山内…小ネットワーク会議の開催(9～11月:13カ所)
- 大雄…小ネットワーク会議の開催(6～9月:21カ所)

②福祉ネットワーク活動強化事業

地域福祉に関する研修会への参加／近隣市町村社協との合同研修会の開催／先駆的な取り組みの周知など

2) 福祉協力員活動推進事業

各地域に福祉協力員及び福祉協力員会を置き、福祉関係者や関係機関・団体等との連携を図りながら、福祉協力員及び福祉協力員会活動の推進に努めます。

また、福祉協力員制度の発足から15年が経過し、発足当時と地域や社会の状況が変化していることから、本制度のあり方や各役割などの見直し等を行います。

事業内容など
①福祉協力員活動の推進 福祉協力員及び15地区福祉協力員会活動の推進／活動費の交付(福祉協力員1人につき5,000円を基準に交付予定)など
②福祉協力員会運営委員会の開催 福祉協力員及び福祉協力員会活動に関する意見交換／社協事業に関する協力依頼など ◆出席者 各地区福祉協力員会会長、各地区福祉協力員会事務担当者など ◆開催月 7月 ◆会場 横手卸センター
③福祉協力員制度に関する検討会議の開催 地域や福祉協力員及び福祉協力員会の現状を踏まえた意見交換／福祉協力員制度及び各役割の見直し及び検討など ◆出席者 福祉協力員、民生委員、町内会長、地区交流センター長、社協役員など ◆開催月 8月、11月 ◆会場 十文字ふれあい館

2. ボランティア活動推進事業

1) ボランティア活動支援事業

住民主体の地域づくりを推進するため、ボランティア活動に関する啓発や支援、各種調整を行うほか、地域ニーズを踏まえた人材育成等に努めます。

また、地域住民やボランティアの参画による災害時の復旧・復興に向けた支援活動や降雪期の除雪支援活動を推進します。

事業内容など
①ボランティア活動啓発事業 ボランティア活動の相談対応・支援・調整／活動者・団体及びボランティアニーズの把握／ボランティア登録及び活動保険関係事務／活動保険料の補助／ボランティア情報の発信／ボランティアの育成など 《主な取り組み》 ○おでかけ付き添いボランティア養成講座の開催 ◆内容 外出時の移動支援や介助を行うボランティアの育成、支援方法等に関する講義及び実習、支援団体等の事例紹介、実践に向けた意見交換など ◆参加者 市民など ◆開催月 7～8月 ◆会場 Y ² ぷらざ、十文字ふれあい館、市内スーパーなど ※他法人や支援団体、協議体等との協働により実施する予定。

《各地域の主な取り組み》

- 横 手…声の訪問ボランティア活動の推進（4～3月）
- 増 田…ボランティア団体連絡調整会議の開催（随時）
- 平 鹿…ボランティア団体情報交換会の開催（2月）
- 大 森…ボランティア意見交換会の開催（3月）
- 十文字…ボランティア団体連絡会議の開催（4月）
- 大 雄…ボランティア情報交換会の開催（2月）

②除雪ボランティア事業

除雪に関する相談対応及びニーズの把握／支援対象世帯宅の状況確認／除雪ボランティアの募集と協力依頼／除雪活動の調整及び派遣／町内会や共助組織等による除雪活動の支援など

③災害ボランティア事業

災害ボランティアセンターの設置及び準備（運営マニュアルの見直し含む）／災害ボランティアの育成及び事前登録の促進／災害ボランティアコーディネーター（職員スタッフ）の育成／被災地域への職員派遣など

《主な取り組み》

○災害ボランティア研修会の開催

- ◆内 容 災害ボランティア活動に関する講義、災害ボランティアセンター及び避難所等の運営訓練、災害時支援に関する情報提供など
- ◆参 加 者 福祉関係者、協議体構成員、登録ボランティア個人・団体、災害ボランティア事前登録者（市に登録の専門職ボランティア含む）など
- ◆開 催 月 9～10月（3回開催予定）
- ◆会 場 横手市役所条里南庁舎、平鹿生涯学習センター、雄物川コミュニティセンター

○災害ボランティア事前登録の推進

- ◆内 容 災害発生時の早急かつ円滑な支援活動に向けた災害ボランティアの事前登録（登録者名簿の作成、登録証の発行など）
- ◆対 象 者 市内在住または勤務する15歳以上の個人、団体、NPO、企業など
- ◆登録期間 登録日から最長2年間（偶数年度に更新確認）

④つどいの場運営事業

ボランティアと連携したつどいの場の運営／運営会議等の開催／ボランティアの募集及び育成など

《主な取り組み》

○ふらっとカフェの開催

- ◆内 容 懇談、レクリエーション、福祉情報の提供など
- ◆参 加 者 市民など
- ◆開催日時 毎月第3月曜日（変更となる場合あり）10:00～12:00
- ◆会 場 Y²ぷらざなど

○大雄つどいの場みんなのカフェの開催

- ◆内 容 懇談、レクリエーション、軽体操など
※ボランティアによる送迎あり。
- ◆参 加 者 大雄地域の住民

- ◆開催日時 毎週水曜日、金曜日 9:00～16:00
- ◆会 場 大雄地域福祉センター

3. 生活相談事業

1) 困りごと相談事業

社協内の各部門、また福祉関係者や関係機関・団体、行政と連携し、各種相談への対応及び必要な支援の取り組みやサービス等の提供に努めます。

また、複雑化・多様化する地域課題や生活課題に対応するため、支援を行う専門職の設置と育成、部門間連携及び多機関協働による相談支援体制の構築を進めます。

事業内容など
生活課題や困りごとなどの相談対応／地域課題や生活課題等の把握／相談支援体制の充実及び整備に向けた意見交換・協議／生活支援・学習支援の推進／生活の向上を目的とした研修会や講座の検討／自立支援の拠点となる居場所の開設／コミュニティソーシャルワーカーの設置及び育成に向けた検討など

2) 無料法律相談所開設事業

身近な相談窓口として司法書士による無料法律相談所を開設し、生活課題・問題の解決に向けた支援を行います。

事業内容など
司法書士による法律相談等への対応／相談受付対応(受付主窓口：地域福祉課)など 《会場・日時》 ○横手卸センター…毎月第1水曜日 13:00～15:00 ※祝日や司法書士の都合等により期日や時間が変更となる場合あり。

3) たすけあい資金貸付事業

一時的に資金が必要で、その資金の融通を他から受けることが困難な世帯に対し、経済的な自立につながるよう、民生委員や自立相談支援窓口等と連携しながら、生活に関する相談対応や必要に応じた資金貸付等を行います。

事業内容など
①たすけあい資金貸付・償還事務 資金貸付に関する相談対応及び支援／資金の貸付け(限度額 50,000 円。特に必要と認める場合は 100,000 円)／訪問や電話等による償還指導／貸付事業の見直しなど
②資金貸付事業運営委員会の開催 資金貸付及び償還状況の確認／援助指導及び償還指導に関する意見交換／償還免除等に関する協議／資金貸付事業のあり方についての協議など ◆開催月 6月、11月(年2回) ◆出席者 運営委員(8名) ◆会 場 十文字ふれあい館

4. 社協活動啓発事業

1) 広報啓発事業

社協の事業のほか、地域や事業所等が取り組んでいる福祉活動及び福祉・介護に関する情報などを発信し、地域福祉活動への理解と参画などを促進します。

また、広報力及び情報発信力の強化やわかりやすく正確な情報発信に努めるなど、社協の“見える化・見せる化”を推進します。

事業内容など
<p>①社協だよりの発行</p> <p>「よこて社協だより」の発行／地域の福祉活動や社会貢献活動等の情報収集及び取材など</p> <ul style="list-style-type: none">◆規 格 8 ページ、表・裏表紙フルカラー、中面 2 色◆掲載内容 特集記事(事業計画・報告など)、地域活動や社協事業、福祉活動実践者や福祉教育活動推進校の紹介など◆発行月 4 月、7 月、10 月、1 月 (年 4 回)◆発行部数 33,000 部 (1 回あたり) ※全戸及び市内公共施設等への配布
<p>②広報委員会の開催</p> <p>広報活動(社協だより、ホームページ等)に関する評価、分析／情報発信に関する意見交換など</p> <ul style="list-style-type: none">◆開催月 9 月、2 月 (年 2 回)◆出席者 広報委員(8 名)◆会場 十文字ふれあい館

2) 福祉活動評価事業

社協が行う地域福祉事業や介護保険事業等の円滑な推進のため、事業の評価や見直し、意見交換等を行いながら、本会が策定した社協発展・強化計画及び市と策定した第 3 次横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進に努めます。

事業内容など
<p>①社協事業評価検討会議の開催</p> <p>事業の現況報告及び評価／事業の充実・強化に向けた意見交換／社協発展・強化計画及び第 3 次横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進に関する意見交換など</p> <ul style="list-style-type: none">◆出席者 社協理事・監事・評議員、福祉関係者・団体、協議体構成員、サロン世話人、地区交流センター関係者、学校関係者、福祉サービス事業所等関係者、市職員など◆実施月 各課・福祉センターで設定 (予定…横手：12 月、増田：12 月、平鹿：11 月または 12 月、雄物川：1 月、大森：11 月または 12 月、十文字：12 月、山内：1 月、大雄：12 月または 1 月)
<p>②地域福祉活動計画の推進</p> <p>社協発展・強化計画との一体的な計画の推進／計画推進委員会の開催／社協強化方針チェックリスト(全社協作成)等を活用した事業評価など</p>

3) 社協会員募集事業

福祉協力員等の協力を得ながら社協会員を募集し、地域福祉活動の推進とその財源の確保に努めます。

また、より多くの地域住民や関係機関・団体等の活動への参画促進と活動の安定的な財源の確保に向け、会員制度の見直しを行います。

事業内容など
社協会員の募集／福祉協力員等を対象とした説明会の開催／企業等への加入依頼訪問／町内会等での会費使途の説明／社協会員制度の見直しなど ◆募集期間 通年（7～9月を会員募集強調期間として設定する予定）

4) 社会福祉大会開催事業

地域の福祉に関する意識の高揚を図るために社会福祉大会を開催し、社会福祉の発展に貢献されている方々の顕彰と地域福祉活動・福祉教育活動等の実践発表、福祉に関する講演などを行います。

事業内容など
式典（社協会長表彰、大会宣言など）／講演（福祉・介護分野に関する内容）／地域福祉活動や福祉教育活動、公益的な取り組みなどの実践発表／アトラクションなど ◆開催月 10月 ◆参加者 市民、福祉関係者・団体など ◆会場 秋田ふるさと村 ドーム劇場ほか（参集人数により会場を調整） ※コロナ禍の状況を踏まえ、開催内容や会場等を変更する可能性あり。

5. 福祉団体支援事業

1) 福祉団体支援事業

地域福祉活動の担い手である福祉団体を支援するため、各種事務作業や活動助成金の交付等の活動支援を行います。

また、各種福祉団体の活動状況を把握しながら、地域課題の解決に向けた連携・協働による取り組みの検討と実践につなげます。

事業内容など
①福祉団体事務の支援 福祉団体事務の支援／自立に向けた事務支援の在り方検討／福祉団体と連携・協働による取り組みの検討・推進など ◆支援対象 市老人クラブ連合会並びに各地域老人クラブ連合会、市身体障害者福祉協会連合会並びに各地区身体障害者福祉協会、市遺族連合会並びに各支部遺族会、市手をつなぐ育成会
②福祉団体助成金の交付 福祉団体への助成金の交付（市間接補助金含む） ◆交付対象 市身体障害者福祉協会連合会、市遺族連合会、市手をつなぐ育成会、横手地区保護司会、市母子寡婦福祉連合会、市保育協議会、横手平鹿手話研究会

【共同募金配分金事業】

1. 福祉のまちづくり事業

1) いきいきサロン事業

地域住民や当事者同士の交流や親睦、結びつきを深めると共に、住民主体の地域づくりを進めるため、生活支援体制整備事業と連動しながら、地域の自主的なサロンの運営や新規立ち上げ等の支援を行います。

事業内容など
<p>①いきいきサロン活動の支援</p> <p>サロンの運営・新規立ち上げ等に関する支援／サロンを通じた見守り・支えあい活動の推進及び地域の情報収集／サロン活動助成金の交付(通年で行うサロンへ60,000円を上限に交付)／お試しサロン活動助成金の交付(年2回程度、試験的に行うサロンへ5,000円を上限に交付)／サロン通信の発行(年3回)など</p> <p>《実施サロン数(予定)》</p> <ul style="list-style-type: none">◆サロン数 144サロン(横手:55、増田:11、平鹿:17、雄物川:13、大森:10、十文字:10、山内:11、大雄:15、その他:2)※助成金無しの4サロン含む。◆お試しサロン数 2サロン(4月~12月に募集)
<p>②いきいきサロン関係会議の開催</p> <p>サロンの運営支援や活性化等を目的とした関係会議の開催</p> <p>《各地域の開催予定》</p> <ul style="list-style-type: none">○横 手…いきいきサロン代表世話人会議(2月)○増 田…いきいきサロン世話人会議(2月)○平 鹿…いきいきサロン世話人会議(2月)○雄物川…いきいきサロン代表世話人会議(2月)○大 森…いきいきサロン代表世話人会議(3月)○十文字…いきいきサロン世話人会議(2月)○山 内…いきいきサロン世話人会議(2月または3月)○大 雄…いきいきサロン世話人会議(2月)
<p>③いきいきサロン世話人のつどいの開催</p> <p>レクリエーション体験／サロンに関する情報交換／サロンの運営に関する情報提供など</p> <ul style="list-style-type: none">◆開催月 10~12月(年4回)◆参加者 いきいきサロン代表世話人・世話人、協議体構成員◆会場 さかえ館、平鹿生涯学習センター、雄物川コミュニティセンターなど

2. 福祉教育活動推進事業

1) 福祉教育活動推進支援事業

学校が行う福祉教育活動や交流活動等への支援を通じて、児童生徒の地域への関心を高め、地域の一員であることの自覚やお互いを尊重し支えあう意識、また共に生きる力や共感し合える福祉の心を育み、地域福祉の担い手を育成します。

事業内容など
福祉教育活動推進校の指定／学校が行う福祉教育活動や交流活動等の支援／活動助成金の交付(福祉教育活動への助成として50,000円を上限に交付)など

《福祉教育活動推進校：25校(予定)》

○横 手…横手南小学校、朝倉小学校、旭小学校、栄小学校、横手北小学校、
横手南中学校、横手北中学校、横手清陵学院中学校、横手城南高校、
横手清陵学院高校、横手高校定時制課程、横手支援学校

○増 田…増田小学校、増田中学校、増田高校

○平 鹿…浅舞小学校、平鹿中学校

○雄物川…雄物川小学校、雄物川高校

○大 森…大森小学校

○十文字…十文字小学校、十文字中学校

○山 内…山内小学校

○大 雄…大雄小学校、横手明峰中学校

※推進校以外の学校にも適宜支援を行う。

2) 福祉出前事業

地域や各種団体、企業等が開催する福祉に関する講座・研修等への支援を通して、住民等の福祉への関心を高め、地域福祉活動への参加を促進します。

事業内容など

出前メニューに基づいた講師及び職員の派遣／福祉に関する講座等の企画提案／福祉や介護などの学びの場の提供に向けた検討など

《出前メニュー・講座例》

福祉活動・サービスに関する講話、高齢者疑似・片マヒ体験、車いす体験、視覚・聴覚障がい体験、点字体験、手話体験、介護体験、レクリエーション体験、ボランティア講座、認知症サポーター養成講座、赤い羽根出前教室など

3. 共同募金運動啓発事業

1) 共同募金委員会事務事業

横手市共同募金委員会の事務を担当し、赤い羽根共同募金運動の推進や災害等による被災世帯への支援などを行います。

事業内容など

横手市共同募金委員会の運営事務(各地域含む)／赤い羽根共同募金運動への協力／災害等見舞金の交付／災害時の義援金募集活動／県共同募金会主催の会議・研修等への参加など

【市受託事業】

1. 生活困窮者自立相談支援事業

1) 横手市自立相談支援窓口の開設

経済的に困窮し生活や仕事に心配・不安を抱えている方の相談に対応し、課題を整理しながらその解決や生活の立て直しなどの支援を行い、困窮状態からの早期脱却と生活の自立を促進します。

事業内容など
相談窓口での対応(横手市役所本庁舎内)／出張・訪問相談と支援の実施／関係機関のネットワークづくり／関係機関・団体等との協働による社会資源や出口支援の開発と開拓／食糧支援及びフードドライブ事業の推進／家計管理に関する支援／滞納の解消や各種給付金制度等の利用に向けた支援／債務整理に関する支援／貸付のあっせん／支援調整会議の開催／自立支援の拠点となる居場所の運営など

2. ふれあい安心電話システム推進事業

1) ふれあい安心電話システム推進事業

在宅の単身高齢者等に対し、生活相談や話し相手に応じると共に、急病や災害等の緊急時にも対応できる支援を通して、孤独感や不安感の解消を図ります。(横手地域は別の緊急通報システムで対応しているため本事業は未実施)

事業内容など
端末機等の保守管理／協力員に関する事務／利用申請者の調査及び申請手続き／利用に関する説明会等の開催／相談対応及び安否確認など
《端末機設置世帯数》 210 世帯 (増田：14、平鹿：25、雄物川：38、大森：24、十文字：71、山内：19、大雄：19) ※令和3年10月末日現在 ※保有台数は288台

3. 障害者地域生活支援事業

1) 輪気愛相スポーツ交流事業

障がい者とその家族、ボランティア等がスポーツを通して交流し、障がい者の社会参加や市民の福祉意識の醸成を図ります。また、障がい者やボランティア等で構成する実行委員会を設置し、内容の検討や準備などを通して住民主体の事業展開を推進すると共に、地域共生への理解を深めます。

事業内容など
障がい者やボランティア等によるスポーツやレクリエーションなどを通じた交流会(輪気愛相スポーツ交流会)の開催／実行委員会の開催など
《輪気愛相スポーツ交流会開催予定》 ◆開催月 10月 ◆参加者 障がい者とその家族、ボランティア、学生など ◆会場 さかえ館 ※開催にあたり、障がい者やボランティア等で構成される実行委員会を9～10月に2回程度開催する。 ※コロナ禍の状況を踏まえ、開催方法や内容等を変更する可能性あり。

2) 声の広報・点字広報の発行

障がい者の生活の質の向上と社会参加の促進を目的に、朗読・点訳ボランティアの協力を得て声の広報及び点字広報を作成し配付します。また、障がい者へのわかりやすい情報の伝達に向けた検討を行います。

事業内容など
横手市広報等の声の広報及び点字広報の作成と配付／点字プリンタ等の管理／障がい者の情報伝達手段等の充実にに向けた検討など

4. 地域包括支援センターブランチ事業（名称変更）

1) 在宅介護支援センター事業

在宅の高齢者及びその家族等の相談に対応し、介護ニーズに基づいた必要なサービスの提示や地域包括支援センターへつなぐ役割を担いながら、高齢者の介護予防や福祉の向上を図ります。（横手、平鹿、雄物川、十文字、山内地域で対応）

事業内容など
要介護高齢者の実態把握／介護等に関する相談対応／介護予防サービスの情報収集及び情報提供／保健・医療・福祉・介護保険に関わる機関等との連絡調整など

5. 生活支援体制整備事業

1) 生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活ができるよう、生活支援や介護予防の基盤整備の推進役となる「生活支援コーディネーター」や地域住民や関係機関などの話し合いの場「協議体」を中心に、各種事業と連動しながら地域の支えあいによる取り組みを推進します。

事業内容など
生活支援コーディネーター及びエリアマネージャー、地域支えあい推進員の配置と活動支援／横手市協議体及び各地域協議体の推進（定例会の開催、地域課題の共有及び解決策の検討、地域資源の情報収集及び発信、支えあい活動及び生活支援活動の推進、交流活動の推進、地域の居場所づくり、高齢者の社会参加及び役割づくりの推進など）／行政・社協連絡会議の開催／地域支えあいネットワーク市民集会の開催など

【県社協受託事業】

1. 生活福祉資金貸付事務事業

1) 生活福祉資金貸付事務事業

低所得世帯や要援護者世帯等に対し、安定した生活が送れるよう、必要な資金等を低金利または無利子で貸付けすると共に、民生委員や自立相談支援窓口等と連携しながら必要な相談支援を行います。

事業内容など
資金貸付に関する相談対応及び支援／資金貸付及び償還に関する事務／県社協が行う償還指導への協力／生福資金担当民生委員及び職員の研修など

2. 福祉サービス利用援助事業

1) 日常生活自立支援事業

判断能力に不安を抱えている高齢者や障がい者等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。

事業内容など
専門員及び生活支援員による福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かり／支援員の確保等による支援体制の整備／支援を必要とする方の把握と地域の見守り活動の推進／成年後見制度への円滑な移行支援／法人後見制度導入の検討など

※各種事業の実施及び推進にあたり、随時、地域福祉担当者会議(全体会議、地区担当者会議等)を開催します。

※新型コロナウイルスの感染状況により、事業の中止や内容を変更する場合があります。